

令和7年度岩手県強度行動障害支援者養成研修事業業務委託に係る契約希望者の公募について

令和7年5月22日
岩手県保健福祉部障がい保健福祉課

1 公募に付する事項

令和7年度岩手県強度行動障害支援者養成研修事業業務委託 一式

2 応募要件に関する事項

本事業実施に係る資格要件は、次の各号のいずれにも適合する者とする。

- (1) 岩手県内に主たる事務所を有する法人又は団体で、3に記載する業務の実施が可能な者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 岩手県からの受託業務に関し、指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定に基づき再生手続開始の申立てをしている者又は申立てがなされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定に基づき更生手続開始の申立てをしている者又は申立てがなされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (7) 事業者の代表者、役員等その経営に関与する者が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (8) 本件委託事業に類似する事業実績を有する者であること。

3 委託業務等の内容に関する事項

別添仕様書及び研修日程のとおり。

4 実施希望届の提出期限

本事業の受託を希望する場合は、令和7年6月2日（月）（必着）までに、別紙「令和7年度岩手県強度行動障害支援者養成研修事業業務委託実施希望届」を岩手県保健福祉部障がい保健福祉課に提出すること。

5 契約候補者の選定方法

- (1) 要件を満たす応募者が1者のとき

事業実施の受託者として適当と認められる場合は、契約候補者として選定する（面接審査を実施する場合もある。）。

- (2) 要件を満たす応募者が複数存在するとき

別途通知する方法により契約候補者を選定する。

※ 契約候補者となった場合は、別途見積書を提出していただき、県の定める予定価格の範囲内であれば契約することとなるため、契約候補者となったことによって契約を確約するものではないこと。

6 応募に関する留意事項

- (1) 以下のいずれかに該当する場合は、当該応募は無効又は失格とする。

ア 応募資格を有していない者から応募があったとき。

イ 提出期限を過ぎて応募書類が提出されたとき。

ウ 提出した書類に虚偽の内容を記載したとき。

エ 審査の公平性に影響を与える行為があったとき。

- (2) 応募に要する経費等は全て応募者の負担とする。

7 その他

本公募案内及び仕様書に定めのない事項については、随時県と協議の上、事業を実施すること。

8 問い合わせ先

岩手県保健福祉部障がい保健福祉課 障がい福祉担当

電話 019-629-5448

FAX 019-629-5454

メール AD0006@pref.iwate.jp